

公益財団法人北海道スキー連盟 令和8年度普及振興事業
SAH Enjoy Powder Snow 募集概要

1 イベント企画内容

- ・子供達がスノースポーツに親しむことができる内容
- ・スノースポーツ未経験者、または初心者を対象した内容

※競技会の開催のみのイベントは不可。同時開催の場合は別途イベント受付と告知を行ってください。

※例年地域で開催しているイベントでも申請可能です。

※種目、細かい内容は問いません。2024-2025 シーズン開催の各イベント報告書をご参照ください。

本連盟ホームページに掲載しております。 <https://www.ski-hokkaido.jp/>

※参加料徴収は可能です。

ただし、参加料等の徴収による営利を目的としたイベントは助成対象外です。

2 申請条件

- (1) 子供(幼児～中学生くらい)を対象としたイベントであること
- (2) スノースポーツ未経験者または初心者を対象としたイベントであること
- (3) 2025年12月下旬～2026年4月上旬で実施する雪上イベントであること
- (4) 今回限りではなく、次年度以降も継続的に開催されるイベントであること
- (5) イベント開催時にSAHから提供した各種バナー等を設置すること

※本事業は(公財)北海道スキー連盟オフィシャルスポンサー(以下、SAHオフィシャルスポンサー)の協賛金を活用した事業であり、当該スポンサー名SAH入りバナーの掲出が条件となりますが、地元で別途協賛を募ることは可能です。その際、オフィシャルスポンサーと同業種の企業であっても構いませんが、必ず事前に当連盟マーケティング委員会までお知らせください。

- (6) イベント開催後に写真を含む報告書を提出すること
- (7) 事前打ち合わせをZOOMで実施できる団体であること
- (8) 参加料等の徴収による営利を目的としないこと

3 助成内容 運営費の一部に対する助成

下記いずれかの内容で申請ください。

- ・開催場所の確保や用具の確保に係る費用
- ・参加者の負担が軽減される用途に係る費用
例) 参加料の軽減、保険料への充当、リフト券や用具使用料への充当、他
- ・参加者のメリットが増大する企画に係る費用
例) 記念品等の充実、他
- ・オリンピック・パラリンピアン等の招聘の費用および運営費の一部

※オリンピック・パラリンピアン等ゲスト招聘を本連盟がサポートすることも可能です。
派遣者の日程により開催日程の調整が必要となる場合もございます。

4 助成額

上限1件 100,000円

5 募集团体数

5団体 ※募集多数の場合は開催地域が分散するよう考慮し選考いたします。

6 申込方法

別紙申請書に記入の上、**2025年10月31日(金)必着**でメールにてお申込みください。

7 申込先・お問い合わせ先

(公財)北海道スキー連盟 事務局 尾角 soumu-okaku@ski-hokkaido.jp

地域普及活動連携助成金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「公益財団法人北海道スキー連盟 オフィシャルスポンサーシッププログラム」により得られたスポンサー収入を財源として、北海道各地域におけるスノースポーツの普及・振興に寄与する事業を支援するため必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象となる事業は、北海道スキー連盟加盟団体及びその地域で活動する各種団体が連携し、子供から、大人まで手軽にスノースポーツに触れる機会を幅広く提供して、スノースポーツの楽しさを広めるイベント等の事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次のいずれかに該当するときは、助成の対象としない。

- (1) 事業効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業
- (2) 団体の運営を目的とする事業
- (3) 政治、宗教及び営利を目的とする事業
- (4) その他、助成することが適当でないと認められる事業

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる団体は、北海道スキー連盟加盟団体及びその地域で加盟団体と連携して活動する各種団体であり、地域の多くの子供や大人の参加及びその成果が地域の住民に還元され助成金の活用を明確に説明及び実施できることを条件とする。

(助成対象経費及び限度額)

第4条 助成の対象となる経費は、参加者の負担軽減並びに多くの参加者を募るために要する経費、オリンピック招聘に係る旅費交通費等、スポンサー関係処理事務費、その他当連盟が必要と認めた経費とし、限度額を10万円とする。

(助成金の申請)

第5条 助成を受けようとする団体は、事業計画、実施構成団体、収支計画等を別紙申請書により当連盟あて提出するものとする。

(助成の決定)

第6条 当連盟は、前条の規定による申請があった場合、申請書を審査し、スポンサー収入の状況及び予算を勘案の上助成することの適否について決定し、当該団体へ別紙1により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 助成決定を受けた団体は、事業終了後、速やかに事業実績報告書(自由様式)を当連盟に提出するものとする。